

## 知的財産管理技能検定1級過去問題・解答解説(第19回・第20回)について

第25回(2016年11月6日)以降の検定試験を受検される場合は、不正競争防止法の一部を改正する法律および特許法等の一部を改正する法律に基づき、一部の解説内容について、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第24回	平成28(2016)年 7月10日(日)	平成28(2016)年1月1日
第25回	平成28(2016)年 11月6日(日)	平成28(2016)年5月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

不正競争防止法の一部を改正する法律	
公布	平成27(2015)年 7月10日 (平成27年法律 第54号)
施行日	平成28(2016)年 1月 1日
参考	経済産業省ホームページ 不正競争防止法の概要と改正 URL : <a href="http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfair-competition.html">http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfair-competition.html</a>

特許法等の一部を改正する法律	
公布	平成27(2015)年 7月10日 (平成27年法律 第55号)
施行日	平成28(2016)年 4月 1日
参考	特許庁ホームページ 特許法等の一部を改正する法律 URL : <a href="https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_270710.htm">https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_270710.htm</a>

◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報を公開しています。

〈アップロードホームページ〉➡〈受検対策〉➡〈読者サポートコーナー〉➡〈法改正情報〉

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

■法改正による変更・修正

該当箇所	変更後
<p>P28 問 13 参考資料 特許・実用新案審査基準の改訂</p>	<p>平成 27 年 9 月 30 日以前の審査に適用される特許・実用新案審査基準            第三部 第 I 節 3.1  <a href="http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun_0930.htm">http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun_0930.htm</a>            平成 27 年 10 月 1 日以降の審査に適用される特許・実用新案審査基準            第四部 第 2 章 3  <a href="http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm">http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm</a></p>
<p>P31 問 14 選択枝イ 選択枝ウ 選択枝エ</p>	<p>平成 27 年法改正により、“相当の対価”は“相当の利益”に変わりましたが、相当の利益の内容を決定する基準の考え方は、相当の対価の決定基準の考え方と変わっていません（改正後の特 35 条 5 項）。            したがって選択枝イ、ウ、エの解説においては、“対価”を“利益の内容”に置き換えてください。</p> <p><b>イ 不適切</b>  <u>利益の内容</u>を定めるための基準は、協議を行うこと、基準がいつでも見られるようにすること、従業者等からの意見の聴取が行われていることなど、基準を定めるにあたって不合理と認められる状況でないことが必要である。したがって、本枝のように協議が行われていない場合には、不合理であると認められる可能性が高い（新職務発明制度における手続事例集：31 ページ）。</p> <p><b>ウ 適切</b>            職務発明に係る権利の承継や、<u>利益の内容</u>などについては、就業規則で定める形でもよいし、職務発明が行なわれるたびに契約で定めることも可能である（新職務発明制度における手続事例集：10 ページ）。</p> <p><b>エ 適切</b>  <u>利益の内容</u>を定めるための基準は、協議を行うこと、基準がいつでも見られるようにすること、従業者等からの意見の聴取が行われていることなど、基準を定めるにあたって不合理と認められる状況でないことが必要とされているが、本枝のように「発明の貢献度」や「利益に対する貢献度」を考慮しなければならない訳ではない（新職務発明制度における手続事例集：20 ページ）。</p>

該当箇所	変更後	
P32 問 16 選択枝ア	<p>平成 27 年法改正により、“相当の対価”は“相当の利益”に変わりましたが、相当の利益の内容を決定する基準の考え方は、相当の対価の決定基準の考え方と変わっていません（改正後の特 35 条 5 項）。</p> <p>したがって選択枝アの解説においては、“対価を支払う”を“相当の利益を与える”に置き換えてください。</p> <p><b>ア 適切</b></p> <p>発明Aが職務発明であり、特許を受ける権利が承継されなかった場合には、使用者等には無償の通常実施権が与えられるため、丙の承諾なく発明Aを実施することができ、また<u>相当の利益を与える</u>の必要もない。</p>	
P47 問 24 選択枝ウ 上から 4 行目	<p>&lt;変更前&gt;</p> <p>…営業誹謗行為（不競法 2 条 1 項<u>14 号</u>）に該当する可能性があるため、</p>	<p>&lt;変更後&gt;</p> <p>…営業誹謗行為（不競法 2 条 1 項<u>15 号</u>）に該当する可能性があるため、</p>
P89 問 4 (2) (3) 参考資料 特許・実用新案審査基準の改訂	<p>平成 27 年 9 月 30 日以前の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第V部 第1章 第1節 2.2 (2) <a href="http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun_0930.htm">http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun_0930.htm</a></p> <p>平成 27 年 10 月 1 日以降の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第VI部 第1章 第1節 2.2 <a href="http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm">http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm</a></p>	

## ■正誤表

該当箇所	誤	正
P25 問 11 選択枝ア 上から 3 行目	<p>…そのまま特許庁に<u>継続</u>する訳ではないため、不適切となる。</p>	<p>…そのまま特許庁に<u>係属</u>する訳ではないため、不適切となる。</p>
P61 問 31 選択枝イ	<p>特許法 111 条で無効審決確定後の特許料返還制度が定められているが、「無効審判が確定した年以後」ではなく、「無効審判が確定した年の翌年分」から返還の対象となる。</p>	<p>特許法 111 条で無効審決確定後の特許料返還制度が定められているが、「無効審決が確定した年以後」ではなく、「無効審決が確定した年の翌年分」から返還の対象となる。</p>